検 収 整理簿登載 诵信日付印 処 年分 公的年金等の源泉徴収票合計表 平成 理 ※ * * 新署受付<u>多</u> 事 (所得税法施行規則別表第6(3)関係) 項 整理番号 提所在地 電 平成 月 日提出 フリガナ この調書 所 属 課 係 について 応 フリガナ 税務署長 殿 氏 名 代表者 できる方 氏名印 左のうち、公的年金等の源泉徴収票 その年中の支払総額(源泉徴収票の提出省略分を含む。) (税務署提出用)を提出するもの 左のうち、源泉徴収 源泉徴収税額 員 支払金額 人 人 支払金額 源泉徵収税額 税額のない者 円 (摘 要) 猶 予 税 額 人 員 災害減免法 ょ 徴 収 猶 予 したもの

記載要領

- 1 「その年中の支払総額(源泉徴収票の提出省略分を含む。)」欄には、公的年金等の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため公的年金等の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての公的年金等について記載する。
 - なお、災害により被害を受けたため公的年金等に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「源泉徴収税額」 に含めないで記載する。
- 2 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、公的年金等の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額が零となる 者の数を記載する。
- 3 「左のうち、公的年金等の源泉徴収票(税務署提出用)を提出するもの」欄には、この合計表とともに公的年金等の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により公的年金等に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額(公的年金等の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額)を記載する。
- 5 「※」印欄は、提出義務者において記載を要しない。